

原因究明調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件(案)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A200900427 平成21年7月10日(北海道) 平成21年8月27日	電気がま	(火災、軽傷1名) 当該製品周辺が焼損する火災が 発生し、1名が軽傷を負った。	○当該製品は焼損が著しく、原型をとどめていない。 ○当該製品の残存している一部の電気部品や内部配線に溶融痕等の出 火の痕跡は認められないが、電源基板、制御基板等の多くの電気部品 が焼失等により確認できなかった。 ●当該製品は焼損が著しく、多くの電気部品が焼失等により確認でき ていないことから、製品起因か否かも含め、事故原因の特定に至らなかつ た。	・A200900333(カセットこん ろ)と同一事故
2	A200900624 平成21年10月20日(千葉県) 平成21年11月6日	ヘアドライヤー	(火災) 火災が発生し、現場に当該製品 があった。	○洗面台のコンセントに当該製品の電源プラグを挿したまま、コードは洗 面台上の電球に引っ掛けた状態で毎日使用していた。 ○製品本体のヒーター部やスイッチ部、モーター部などの製品内部に出 火の痕跡は認められなかった。 ○電源コード等が回収されておらず、確認できなかった。 ●当該製品の内部に異常は認められないが、電源コード等の一部の部 品が回収されていないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特 定に至らなかった。	
3	A200900737 平成21年12月6日(香川県) 平成21年12月10日	電気毛布	(火災) 当該製品を使用中に、火災が発 生した。	○当該製品に近接した敷居から襖戸周辺の焼損が著しかった。 ○当該製品はヒーター部の一部のみが焼損しており、ヒーター線断線箇 所に溶融痕が認められた。 ○当該製品はヒーター線と検知線が樹脂に埋め込まれた構造であり、安 全装置を内蔵している。 ●当該製品のヒーター線が局部的に過熱されて焼損したものと推定され るが、使用状況などが不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の 特定に至らなかった。	
4	A200900841 平成21年12月23日(大阪府) 平成22年1月4日	電気掃除機(サイク ロン式)	(火災) 火災が発生し、現場に当該製品 があった。	○当該製品は全体的に焼けており、焼損が著しかった。 ○本体モーター、床ブラシモーター、基板等が回収されておらず、確認で きなかった。 ●当該製品の焼損が著しく、電気部品の一部が確認できなかったことか ら、製品起因か否かを含め、事故原因の特定に至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
5	A200900885 平成22年1月4日(茨城県) 平成22年1月18日	電気式浴室換気乾燥暖房機	(火災) 分電盤から発煙し、当該製品が 焼損する火災が発生した。	○天井に取り付けてある当該製品が焼損し、浴槽のふたの上に落下していた。 ○当該製品の端子台周辺が焼損していたが、端子台周辺に溶融痕はなく、モーター巻き線や内部配線等にも異常は認められなかった。 ○当該製品のセラミックヒーターの一部が割れていたが、変色などの発熱の痕跡は認められず、電流ヒューズも溶断していなかった。 ●当該製品のセラミックヒーターに割れが生じたため、セラミックヒーターに過大な電流が流れて焼損した可能性があるかと推定されるが、セラミックヒーターに異常発熱の痕跡は認められず、電流ヒューズも溶断していなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定に至らなかった。	・使用期間:約17年
6	A200900951 平成21年12月27日(大阪府) 平成22年1月29日	電気毛布	(火災) 火災が発生し、現場に当該製品 があった。	○コントローラー内部にある基板の一部及び基板上の部品が確認できなかった。 ○確認できる基板に、出火の痕跡は認められなかった。 ○毛布本体のヒーター線に短絡した痕跡は認められなかった。 ○電源コード等の配線類に異常は認められなかった。 ●当該製品のコントローラー内部の部品が一部確認できないものがあり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定に至らなかった。	
7	A200901002 平成22年1月30日(長野県) 平成22年2月10日	発電機	(火災) 当該製品が焼損する火災が発生 した。	○当該製品を使用中の火災であり、当該製品の他に火源となるものは認められなかった。 ○当該製品は操作パネル左側の外郭が著しく焼損しており、操作パネル内側の配線類の絶縁被覆はほとんど焼損していたが、溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○バッテリーは上部が溶融していたが、端子間に短絡はなく、充電は可能であった。 ○制御基板、エンジン、燃料配管等に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、操作パネルの外郭の焼損が著しく、外部からの延焼によって焼損した可能性が考えられたが、他に火源となるものは周囲になかったことから、製品起因か否かも含め、事故原因の特定に至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
8	A200901004 平成22年1月17日(東京都) 平成22年2月10日	折りたたみベッド	(重傷1名) ベッドがフラットな状態で、ベッドパットのゴムを外そうとしていたところ、手を負傷した。 (左手中指第1関節上部を切断)	<p>○使用者は、当該製品の頭側マットレスの上に乗って頭側マットレスのカバーを外そうとしたときに、左手が滑って頭側マットレスと足側マットレスの間に左手が入り込んだ。その際、左手に強い痛みを感じたため、左手を引き抜いたところ負傷した。</p> <p>○使用者は、左手を引き抜く際、体重を左側にかけて、手をねじって引き抜くようなことはしなかった。</p> <p>○当該製品のマットレス下部にはベッド中央フレームがあり、その間には約10mmの隙間が認められた。</p> <p>○当該製品のマットレスの底面外周部には不織布でカバーされた直径約20mmの鋼製のパイプフレームがあった。</p> <p>○頭側マットレスに乗って、頭側マットレスとベッド中央フレームの間の隙間に左手の指を入れ、左手側に体重をかけると、マットレス底部のパイプフレームとベッド中央フレームで指が挟まれて圧迫されたが、体重をかけない場合は容易に指を抜くことが可能であった。</p> <p>○ベッド中央フレームにバリや鋭利な部分は認められなかった。</p> <p>●当該製品のマットレスとベッド中央フレームの間に左手の指が入り込み、左手を引き抜いた際、指を負傷したものと推定されるが、指が入り込んだ状況など事故当時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
9	A200901056 平成22年1月25日(大阪府) 平成22年2月23日	折りたたみ自転車	(重傷1名) 当該製品で走行中、ハンドル部折りたたまれた状態になり、転倒し負傷した。 (右足首骨折)	<p>○ハンドルステムの折り畳み部にあるクイックリリースのカムレバー固定力調整ナットが緩んでおり、カムレバーの解除力は1.6Nであった。また、カムレバーを指で押すとロックした状態のままでもヒンジ部から外れる状況であった。</p> <p>○ヒンジ部には、何度もクイックリリースがスライドして外れた痕跡が認められた。</p> <p>○クイックリリースの固定・解除操作を繰り返しても、カムレバー固定力調整ナットが緩むことはなかった。</p> <p>●当該製品のハンドル折り畳み部のクイックリリースのカムレバー固定力調整ナットの締め付けが緩くなっていたため、走行中の振動等によりカムレバーがヒンジ部から外れてクイックリリースの固定が解除され、ハンドルが折り畳まれたものと推定されるが、通常使用の動作ではカムレバー固定力調整ナットが緩む状況を再現できず、日常の点検状況も不明であるため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
10	A200901062 平成22年2月15日(東京都) 平成22年2月24日	コンセント	(火災) 異臭がしたため確認すると、当該製品が焼損していた。	○当該製品には電源プラグが接続されいなかったが、表面が発煙によるススで汚れていた。 ○当該製品の内部は、屋内配線の片極が接続部で発熱し、配線被覆が焼損していた。 ○当該製品には送り配線があり、もう1つのコンセントには、消費電力1200Wの電気ストーブが2台接続されていたが、事故時の使用状況は不明であった。 ●当該製品の屋内配線の接続部で接触不良による発熱が生じ、屋内配線の絶縁被覆等が焼損したものと推定されるが、使用状況が不明であるため、製品起因か否かも含め、事故原因の特定に至らなかった。	
11	A200901100 平成22年2月25日(東京都) 平成22年3月5日	調光器	(火災) 当該製品が焼損する火災が発生した。	○当該製品は制御基板を収納している樹脂ケースが熱変形していた。 ○制御基板は焼損・炭化し、基板の一部が焼失していた。 ○事故当時、当該製品には3口タップが接続され、2つの照明器具が接続されていたが、残りの1口には、照明器具は接続されていなかった。 ●当該製品は、制御基板上で短絡が発生し、焼損に至ったものと推定されるが、基板が焼失しており確認できず、使用状況も不明なため、製品起因か否かも含め、事故原因の特定に至らなかった。	
12	A200901121 平成22年2月28日(東京都) 平成22年3月12日	電気式床暖房(ヒーターパネル)	(火災) 当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、床下から出火する火災が発生しており、当該製品の電源ケーブル接続部及び周辺が焼損した。	○当該製品は、ヒーター線と電源線を接続している差込コネクタ付近から出火していた。 ○差込コネクタに焼損はなかったが、ヒーター線と電源線の配線被覆が焼損し、ヒーター線の棒端子が圧着部で断線・溶融が認められた。 ○差込コネクタは床下に露出し、施工説明書どおりに専用スペースに収納されていなかった。 ●当該製品は、ヒーター線と棒端子の圧着部で接触不良が生じ、出火に至ったものと推定されるが、圧着部が溶融して確認できないことから、製品起因か否かも含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
13	A200901139 平成22年1月14日(大阪府) 平成22年3月19日	電気蓄熱式湯たんぽ	(重傷1名) 当該製品を使用中、湯が流出し、火傷を負った。	<p>○当該製品本体は、何層ものシートを貼り合わせて袋状になっており、外側のシートほど大きく裂けていた。</p> <p>○事故発生後に当該製品と同等品の通電ユニットの動作確認を行ったところ、温度制御装置は正常に作動し、温度制御も正常であり、袋状のシートは破裂しなかった。</p> <p>○蓄熱して膨らんだ当該製品に強い外力を加えると、袋状のシートが破れることがあった。</p> <p>●当該製品内部の袋状のシートが破れて中のお湯が流出し火傷したものと推定されるが、シートが破れたきっかけが、シートの貼り合わせ不良などの製造時の不具合によるものか、強い外力を加えるなどの使用状況によるものかが確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定に至らなかった。</p>	
14	A201000034 平成22年3月29日(長野県) 平成22年4月9日	電気がま	(火災、軽傷1名) 当該製品及び周辺が焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。	<p>○当該製品は焼損が著しく、本体上部の樹脂製の外郭は、ほとんど焼失していた。</p> <p>○当該製品内部の操作基板及び電源基板も焼損が著しく、残存していた一部の部品(半導体素子(IGBT))に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○内部配線及び接続部(ファストン端子及びねじ止め固定部)に熔融痕等の出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○再現試験の焼損状態から、外部からの延焼の可能性も考えられた。</p> <p>○火災から3日経過後に消防に通報されており、出火時の状況は不明である。</p> <p>●当該製品は残存した部品に出火の痕跡は認められないが、焼損が著しく一部部品しか確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定に至らなかった。</p>	
15	A201000069 平成22年4月9日(東京都) 平成22年4月21日	電気温風機(セラミックファンヒーター)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品の上部に可燃物が接触し、出火したと思われる火災が発生し、当該製品及び周辺が焼損した。	<p>○当該製品の焼損が著しく、スイッチ部は焼失していた。</p> <p>○当該製品は事故後に廃棄されており、入手することができなかった。</p> <p>●当該製品のスイッチ部の焼損が著しいことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
16	A201000099 平成22年4月16日(静岡県) 平成22年4月30日	電気こたつ	(火災、軽傷1名) 建物が全焼する火災が発生し、1名が負傷した。現場に当該製品があった。	○当該製品は焼損が著しいが、ヒーターユニットの保護網やヒーター保護カバーに局部的な焼損はなく、ヒーター及び内部配線に出火の痕跡は認められなかった。 ○コントローラー付き電源コードは、確認できなかった。 ●当該製品は、回収された部品に出火の痕跡は認められないが、焼損が著しくコントローラ付きの電源コードが確認できないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定に至らなかった。	
17	A201000116 平成22年4月25日(群馬県) 平成22年5月6日	テレビ(薄型)	(火災) 当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	○当該製品は、右下部の焼損が著しい。 ○当該製品の背面内部の右下部にある電源基板は、電源コネクタ一部が白化しており、電源基板の下にある鋼板は、電源コネクタ一部付近の焼けが著しかった ○電源コネクタピン端子の両極の長さに約1mmの違いがあり、ピンの一部に溶融が認められた。 ○テレビ台付近にライターが置いてあった。 ●当該製品は、製品外部の下方からの延焼により焼損した可能性も考えられるが、製品内部の電源コネクタのピン端子の一部に溶融も認められ、はんだ付け不良等により発煙・発火した可能性も否定できないが、製品の焼損が著しいことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定に至らなかった。	
18	A201000122 平成22年4月28日(奈良県) 平成22年5月10日	エアコン	(火災) 建物が全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○当該製品の電源コードが断線しており、断線部に溶融痕が認められたが、溶融痕が一次痕であるか特定できなかった。 ○電源コードの取り付け状況等については不明である。 ○当該製品の電気部品や配線類に、異常発熱や溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の電源コードの断線部に溶融痕が認められたが、一次痕か二次痕か不明であることから、製品起因か否かも含め、事故原因の特定に至らなかった。	・使用期間:約5~6年

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
19	A201000138 平成22年5月2日(奈良県) 平成22年5月14日	電気こたつ用コード	(火災) 火災が発生し、現場に当該製品があった。	<p>○使用者の証言によれば、事故当日、当該製品の中間スイッチ部分が熱くなっていた。</p> <p>○当該製品と同時に購入された未使用の製品を確認したところ、過去に社告が出されている製品であった。</p> <p>○当該製品は廃棄されており、当該製品の型式を含め確認できなかった。</p> <p>●当該製品の中間スイッチから出火した可能性も考えられるが、当該製品は廃棄されていたため確認はできなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定に至らなかった。</p>	
20	A201000152 平成22年2月28日(兵庫県) 平成22年5月19日	空気清浄機	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は電気冷蔵庫の天板上に置かれており、近くにはライターなどの可燃物も置かれていた。</p> <p>○当該製品の焼損は著しく、ファンモーターや電源回路基板など回収できていない部品があった。</p> <p>○電源コードが当該製品本体から約110mm外側で断線しており、断線箇所にも熔融痕が認められた。</p> <p>●当該製品の設置の状況から外部からの延焼による可能性もあるが、当該製品の焼損が著しく、回収できていない部品もあることから、製品起因か否かも含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	・A200901116(電気冷蔵庫)と同一事故
21	A201000209 平成22年6月7日(長野県) 平成22年6月11日	生ごみ処理機	(火災、軽傷1名) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が負傷した。	<p>○当該製品は焼損が著しく、内部の制御基板は原形を留めていなかった。</p> <p>○残存していたヒーター線、攪拌用モーター等に熔融痕等の出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○また、コンデンサーは絶縁フィルムの一部が残存しているものの焼損が著しかった。</p> <p>○電源コードに熔融痕が認められたが、一次痕、二次痕の特定はできなかった。</p> <p>●当該製品は焼損が著しく、回収できていない部品があるため、製品起因か否かも含め、事故原因の特定に至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
22	A201000270 平成22年6月13日(香川県) 平成22年7月1日	ファクシミリ	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は焼損が著しく、原型を留めていなかった。</p> <p>○回収された電気部品(充電器の電源コード、ニッケル水素電池、RFユニット)に出火の痕跡は痕跡は認められなかった。</p> <p>○子機及び充電台の基板及び基板上の部品は、焼失又は未回収のため、確認できなかった。</p> <p>●当該製品は焼損が著しく、回収できていない部品もあるため、製品起因か否かも含め、事故原因の特定に至らなかった。</p>	
23	A201000281 平成22年6月3日(神奈川県) 平成22年7月5日	水槽ヒーター用 サーモスタット	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○事故現場では水槽右側と壁の一部が焼損しており、水槽右横には壁に吊された当該製品と小物入れがあった。</p> <p>○当該製品は、センサー部を残して廃棄されており、確認できなかった。</p> <p>○水槽上部の照明器具やフィルターには、当該製品側からの熱を受けて焼損した痕跡が認められた。</p> <p>●当該製品周辺から出火したものと推定されるが、当該製品を確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定に至らなかった。</p>	・A201000284(水槽用照明器具)と同一事故
24	A201000288 平成22年6月29日(大分県) 平成22年7月8日	美顔器	(火災、軽傷2名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、2名が負傷した。	<p>○当該製品は全体的に焼損が著しかった。</p> <p>○スチーマーにつながる内部配線に溶融痕が認められた。</p> <p>○メイン基板や高圧ボックス、電流ヒューズなどの電気部品が確認できなかった。</p> <p>●当該製品の焼損が著しく、確認できていない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
25	A201000315 平成22年1月13日(大阪府) 平成22年7月14日	扇風機	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○衣類を乾燥させるために、当該製品後方から衣類を被せ、連続運転させていたところ、約6時間後に当該製品上部から50cm位の炎が上がっていた。</p> <p>○当該製品の外郭樹脂は、台座と支柱の一部が残存しているが、上部のモーター周辺は焼損が著しく、樹脂は溶融・焼失していた。</p> <p>○当該製品上部にあるモーター用コンデンサーが焼失していた。</p> <p>○回収された電気部品には、出火の痕跡が認められなかった。</p> <p>●当該製品は、残存する部品に出火の痕跡が認められないが、焼損が著しく確認できない部品があるため、製品起因か否かも含め、事故原因の特定に至らなかった。</p>	・使用期間:不明(販売時期から約2年と推定)
26	A201000317 平成22年7月2日(栃木県) 平成22年7月15日	エアコン	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は電装基板が配置された右方向の焼損が著しい。</p> <p>○当該製品内部の電源基板のパワーリレー端子台は、原形をとどめないほど炭化している。</p> <p>○その他の箇所に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品の内部のパワーリレー端子台部でトラッキング現象が生じて出火に至ったものと推定されるが、当該部分の焼損が著しいことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定はできなかった。</p>	・使用期間:不明(販売時期から約16年と推定)
27	A201000383 平成22年4月11日(神奈川県) 平成22年8月4日	四輪台車(アルミ製)	(重傷1名) 当該製品から異音がしたため近づいたところ、当該製品の左後輪のホイールが外れ、手にぶつかり負傷した。当該製品の右前輪と左後輪のタイヤが破裂していた。	<p>○使用者がビニールハウス内で当該製品に約20kg(積載荷重の約半分)の野菜をのせて使用中、右前輪が大きな音とともに破裂し、しばらくして左後輪も破裂してホイールが外れ、左後輪が飛んで左手に当たり、親指を骨折した。</p> <p>○破裂したタイヤは内側約2/3が裂けており、内側と外側のホイールを締結するボルトが外れ、ボルト穴が変形していた。</p> <p>○変形していたボルト穴の形は六角形のような形をしており、大きさはタイヤ破裂時にボルト頭部が通る程度の大きさだった。</p> <p>●当該製品は、ホイールにあるボルト穴の大きさがタイヤ破裂時にボルト頭部が通る程度の大きさだったことから、パンクした勢いでホイールのボルト穴が変形してホイールが外れ、事故に至った可能性が考えられるが、パンクした原因が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
28	A201000403 平成22年7月29日(北海道) 平成22年8月10日	布団乾燥機	(火災) 当該製品を使用中、異音がしたため確認すると、当該製品から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺を焼損した。	○当該製品は焼損が著しく、原型を留めていなかった。 ○残存していた本体内部のヒーターやモーターには出火の痕跡は認められなかった。 ○サーモスタットは、未回収のため確認できなかった。 ○電源コードは本体側の約30cmが未回収で、断線部に溶融痕が認められたが一次痕、二次痕かの特定はできなかった。 ●当該製品は焼損が著しく、回収できていない部品もあることから、製品起因か否かも含め、事故原因の特定に至らなかった。	
29	A201000428 平成22年8月9日(東京都) 平成22年8月20日	電気がま	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品本体後側の焼けが著しく、電源コードの一部が確認できなかった。 ○残存している電源コードには、溶融痕等の異常は認められなかった。 ○電源基板を始め、回収された内部部品に異常過熱等の痕跡は認められなかった。 ●回収された当該製品の内部部品に異常は認められないものの、電源コードの一部が確認できなかったことから、製品起因か否かも含め、事故原因の特定に至らなかった。	
30	A201000430 平成22年8月12日(沖縄県) 平成22年8月20日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品を使用中、異音がしたため確認すると、当該製品から発煙する火災が発生し、当該製品が焼損、周辺が破損した。	○当該製品の外郭等の樹脂部は全て焼失していた。 ○基板及び電装品箱は焼損し、圧縮機の上部に落ちていたが、圧縮機の周辺の防音板は殆ど焼損していなかった。 ○基板は全体に焼損が著しく、原型をとどめていなかった。 ○その他の残存している電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は焼損が著しく、当該製品の樹脂製の部分は全て焼失し、基板部も原型をとどめていないことから、製品起因か否かも含め、事故原因の特定に至らなかった。	・使用期間:約10年

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
31	A201000435 平成22年3月22日(愛知県) 平成22年8月24日	木製椅子	(重傷1名) 当該製品に座ったところ、当該製品の座面が割れて転倒し、負傷した。 (腰を強打)	○当該製品は、円形の天然木の座面がほぼ真っ二つに木目(まさ目)に沿って破断していた。 ○座面や脚に多くの傷が見受けられ、脚底部の傷等も著しかったが、座面の破断部に起点となるような傷等は認められなかった。 ○同等品の座面強度試験及び脚部側方荷重試験の結果、破損や変形、外れなどの異常は認められなかった。また、垂直破壊荷重は、4900N以上であった。 ●当該製品は、天然木の座面のほぼ中央で木目に沿って破断しており、当該製品の座面への荷重により座面が破断したものと推定されるが、材料のばらつき等による座面の強度不足があったものか、製造中又は製造後に座面に何らかの過大な荷重が加わったことにより座面にき裂が生じていたため破断に至ったものかが不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
32	A201000437 平成22年8月8日(愛媛県) 平成22年8月24日	電気洗濯機	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は焼損が著しく、樹脂部分はほとんど焼損、溶融していた。 ○当該製品内部の電源コードに溶融痕が認められたが、一次痕、二次痕の特定はできなかった。 ○確認できた電気部品(モーター、操作基板、排水弁)に溶融痕等の発火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は焼損が著しく、他の確認できた電気部品に出火の痕跡が認められなかったものの、内部の電源コードに溶融痕が認められたが、一次痕、二次痕の特定はできなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定に至らなかった。	・使用期間:約9年
33	A201000445 平成22年7月6日(兵庫県) 平成22年8月25日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○消防が到着した時、当該製品は使用者により現場から撤去され、その後、何者かに持ち去られていたため、事故品を確認できなかった。 ○入手できた当該製品の外観写真からは、室内機の右上面及び背面の吸込側に焼損が認められるが、内部の状態は確認することができなかった。 ●当該製品は、室内機の背面の吸込側に焼損が認められることから、外部からの延焼により焼損した可能性が考えられたが、出火後、使用者により撤去されており、詳細な調査が実施できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定に至らなかった。	・使用期間:不明(製造時期から約13年と推定)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
34	A201000493 平成22年7月27日(千葉県) 平成22年9月6日	歩行補助車	(重傷1名) 施設において椅子から立ち上がる際、当該製品に掴まったところ、車体本体が折り畳まれ、転倒し、負傷した。 (腰の骨骨折)	<p>○当該製品は、車体が閉じた(折り畳まれた)状態のときに、開閉レバーを手前に下げてロックを解除し、ハンドルグリップを持ち上げると、使用状態(車体が開いた状態)となり、車体が開いた状態のときに、開閉レバーを手前に下げてロックを解除し、ハンドルグリップを下へ押し込むと閉じる構造の製品。</p> <p>○ロックが掛かっている状態では、ハンドルグリップに下向きに約600Nの荷重をかけても、同等品は閉じなかった。</p> <p>○ロックが掛かっていない状態では、ハンドルグリップに下向きに約40Nの荷重をかけると、同等品は閉じた。</p> <p>○非常に稀に半ロックの状態になり、その状態でも使用は可能であるが、ハンドルグリップに下向きに約45Nの荷重をかけると閉じた。</p> <p>○事故発生時にロックが掛かっていたかは確認できなかった。</p> <p>●当該製品は、稀に半ロックの状態になることから、使用者が、半ロック状態の当該製品を支えにして立ち上がろうとしたため、当該製品が閉じて、事故に至ったもの可能性が考えられるが、事故発生時におけるロックの状態が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
35	A201000534 平成22年9月12日(大阪府) 平成22年9月21日	電気冷蔵庫	(火災) 発煙したため確認すると、当該製品及び周辺が焼損する火災が発生していた。	<p>○火災現場の当該製品周辺に、出火源となるものは置かれていなかった。</p> <p>○背面上部の電装ボックス内の本体基板が焼損し、一部未回収の部品があり確認できなかった。</p> <p>○背面下部の機械室内の電気部品や内部配線類に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●現場周辺には、当該製品の他に、出火源となるものはなく、当該製品の部品の一部が回収されていないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定に至らなかった。</p>	
36	A201000548 平成22年9月10日(秋田県) 平成22年9月27日	エアコン	(火災) 建物が全焼する火災が発生した。現場に当該製品があった。	<p>○当該製品本体は焼損が著しかった。</p> <p>○コード等の配線類及び送風用のモーターが回収されているが、その他の部品は回収されておらず、確認できなかった。</p> <p>○配線類には溶融痕の近傍素線に異常過熱の痕跡は認められなかったが、送風用モーターは焼損が著しいため出火元であるか判断できなかった。</p> <p>●当該製品の焼損が著しく、部品の一部が確認できないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定に至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
37	A201000573 平成22年9月18日(京都府) 平成22年10月6日	テレビ(ブラウン管型)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○電源が待機中であった当該製品付近から出火し、事故当時部屋には誰もいなかった。</p> <p>○当該製品のブラウン管最後部にある基板(C)の一部が焼失しており、焼失部は使用時に約160Vの電圧がかかっている箇所であった。</p> <p>○事故発生前には、画面が暗くなったり、線が入るなどの異常が確認されていた。</p> <p>○基板(C)以外の基板はほぼ原形の状態に残存し、フライバックトランスなどの高圧部分も異常が認められず、一部焼失の基板部分にあっても主要部品が残存していた。</p> <p>○電源が待機状態であれば、基板の高電圧部分は通電されていない構造である。</p> <p>●当該製品の出火直前の使用状況が不明であり、当該製品の基板の一部が確認できないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定に至らなかった。</p>	・使用期間:不明(製造時期から約14年と推定)
38	A201000619 平成22年10月15日(大阪府) 平成22年11月1日	ウォーターサーバー	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○店舗内に設置されていた当該製品(常時通電状態)の焼損が著しく、出火時は無人であった。</p> <p>○残存していた当該製品内部の電気部品、内部配線等に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○電源コードの断線部に溶融痕が認められたが、負荷の掛からない箇所であり、また、解析不能の上、コードの一部も確認できなかった。</p> <p>○電気部品や残存する内部配線等には、発火痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品は焼損が著しく、電源コードに溶融痕が認められたが、一次痕、二次痕の特定はできなかったことから、製品起因か否かも含め、事故原因の特定に至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
39	A201000641 平成22年10月27日(兵庫県) 平成22年11月5日	ビデオデッキ	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、電源プラグを接続していたが使用していなかった。</p> <p>○当該製品は、全体的に焼損しており、樹脂部品の溶融が認められた。特に、本体後部に著しい焼損が認められた。</p> <p>○メイン基板は、後部の低電圧回路に著しい焼損が認められたが、原型を留めていた。</p> <p>○電源基板は、後部の1次側回路で著しい焼損が認められたが、電源コードコネクタは差し込まれており、端子部や基板上の部品は残存していた。</p> <p>○電源コードは、差し込み口から約20cmの箇所で断線していたが、溶融痕は認められなかった。なお、断線した先の電源プラグ側コードは、確認できなかった。</p> <p>●当該製品内部に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼の可能性が推定されるが、電源コードの一部が確認できなかったことから、製品起因か否かも含め、事故原因の特定に至らなかった。</p>	・A201000643(ブラウン管テレビ)と同一事故
40	A201000643 平成22年10月27日(兵庫県) 平成22年11月5日	テレビ(ブラウン管型)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、電源プラグを接続していたが、使用していなかった。</p> <p>○当該製品は、全体的に焼損しており、外郭の樹脂製キャビネットが底面に溶融付着していた。また、後部に著しい焼損の痕跡が認められた。</p> <p>○底部にあるメイン基板は、部品のほとんどが残存していたが、上方にある複数の基板は、焼損してほとんど残存しておらず、確認できなかった。</p> <p>○電源コードは、電源スイッチから手前に約8cmの箇所で断線して溶融痕が認められたが、一、二次痕の特定には至らなかった。</p> <p>●当該製品は焼損が著しく、残存物には出火の痕跡が認められなかったが、基板のほとんどが残存しておらず確認できなかったことから、製品起因か否かも含め、事故原因の特定に至らなかった。</p>	<p>・A201000641(ビデオデッキ)と同一事故</p> <p>・使用期間:不明(販売期間から21~24年と推定)</p>
41	A201000664 平成22年9月28日(東京都) 平成22年11月12日	サンダル	(重傷1名) 当該製品を履いて歩行中、転倒し、負傷した。事故発生後、当該製品を確認すると、ソール(当該製品底面)のゴムの前部が両足とも剥がれていた。 (左足首捻挫及び左腓骨亀裂骨折)	<p>○当該製品の靴底前部の右足側が5~6cm、左足側が2cm程度剥がれていた。また、靴底後部が摩耗しており、滑り止めの溝が一部消失していた。</p> <p>○同等品で、JISに準拠した靴底剥離強度試験を実施したところ、剥離強さに異常は認められなかった。</p> <p>○使用者は、左足をねじるように横方向に転倒した。</p> <p>○事故発生場所は、舗装された平坦な歩道で、路面は濡れていた。</p> <p>●当該製品は、剥離強さに異常は認められないが、事故当時の状況が不明であり、製品に起因するか否かも含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
42	A201000746 平成22年12月1日(大阪府) 平成22年12月8日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、電源プラグを接続していたが、2日前に使用した後、使用されていなかった。 ○当該製品は、全体的に焼損が認められ、樹脂製ファンガードや送風ファンが溶融し、原型を留めていなかった。 ○内部基板は、一部焼失していたが、残存する部品には出火の痕跡は認められなかった。 ○その他の電気部品や配線等には、溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存物には、出火の痕跡が認められなかったが、焼失している部品があることから、製品起因か否かも含め、事故原因の特定に至らなかった。	・使用期間:15年前に知人から中古品を譲り受けて使用。(製造年から約16年使用と推定。)
43	A201000765 平成22年12月5日(大阪府) 平成22年12月15日	布団乾燥機	火災 当該製品を使用中、当該製品の電源コードのプラグから発煙する火災が発生し、当該製品を焼損、周辺が汚損した。	○当該製品の電源プラグのみが焼損しており、電源コード部を交換すると正常に運転した。 ○電源プラグの片側の栓刃は、芯線が断線し脱落しており、芯線のカシメ部に溶融痕が認められたが、受刃との接触部分には溶融痕など異常は認められなかった。 ○電源プラグのプロテクター根元部で一部芯線に溶融痕とねじれが認められたが、屈曲などによる芯線のキンク現象は認められなかった。 ●電源プラグ内の栓刃カシメ部において、芯線が半断線しスパークが発生して出火に至ったものと推定されるが、電源コードが使用中に強い力で屈曲や引っ張りが加えられた使用者の取扱いに起因するものか、電源プラグ製造時の不具合によるものかは使用状況が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定に至らなかった。	
45	A201000819 平成22年12月13日(京都府) 平成23年1月7日	水槽用ウォータークーラー	(火災) 異臭及び発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は、海水魚飼育用水槽を置いたキャビネット下部に、殺菌灯や濾過槽などと共に設置しており、使用者が、焦げ臭いにおい気づいたところ、当該製品の背面が焼損し、水槽が割れて床面に人工海水がこぼれていた。 ○当該製品背面下部にあるサービスコンセント部は、炭化しており、塩の結晶の付着が認められた。なお、コンセントには、何も接続されていなかった。 ○当該製品上部の水経路接続部は溶融しており、当該製品内部の定温循環器は、溶融した外郭樹脂が覆い被さっていた。 ●当該製品は、人工海水が漏れたことにより、サービスコンセント部に人工海水が付着し、トラッキングが生じて火災に至ったものと推定されるが、人工海水が漏れ出した箇所が特定できないことから、製品起因か否かも含め、事故原因の特定には至らなかった。 なお、取扱説明書には「本体に水を掛けると漏電や感電の原因なる」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
46	A201000863 平成23年1月9日(岐阜県) 平成23年1月21日	靴(スノーボード用)	(重傷1名、軽傷1名) 当該製品をスノーボードに装着して滑走中、転倒し、転倒後、付近を滑走していた者と接触した。使用者が重傷、接触した者が軽傷を負った。 (鼻骨骨折、頸椎捻挫など)	○当該製品は、ワイヤ紐巻取装置が付いており、転倒後、右足の巻取装置が靴本体から外れ、ワイヤ紐のロックレバーが解除位置になり、締め付けが緩んでいた。 ○巻取装置に破損はなく、靴にはめ込まれている巻取装置が外れただけであり、元どおり取り付けることができた。 ○ワイヤ紐は、正常に巻き取ることができ、ロックレバーを解除しない限り、巻き取ったワイヤ紐は緩まなかった。 ○使用者は、ワイヤ紐を緩く締め付けて滑走していたが、ワイヤの締め付けが緩い場合、構造上、ロックレバーの解除も容易であった。 ○ロックレバーは凸形状になっているが、ズボン内側で引っ掛かり、ロックレバーが解除されることはなかった。 ●当該製品のワイヤ紐のロックレバーが滑走中に解除され、バランスを崩した可能性が考えられるが、自らがバランスを崩して転倒し、その際にロックレバーが解除された可能性も考えられることから、製品に起因するか否かを含め、事故原因特定には至らなかった。	
47	A201001027 平成23年1月16日(福岡県) 平成23年3月3日	エアコン(室外機)	(火災) エアコンを使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○使用者が、当該製品を使用中に、屋外式ガス瞬間湯沸器を使って台所でお湯を出していたところ、焦げ臭いにおいがして公団吊りの当該製品が焼損していた。 ○湯沸器の排気口は、当該製品の焼損部から約30cm前方の位置にあった。 ○当該製品の外郭は、湯沸器側の正面右側上部から背面に掛けて焼損が認められ、サービスパネルの上部が焼失していた。 ○サービスパネル内部の基板などは焼損が著しいが、残っていた部品には出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存物には、出火の痕跡が認められないが、基板周辺の焼損が著しく確認できない部品があることから、製品起因か否かも含め、事故原因の特定に至らなかった。	・A201001033(屋外式ガス瞬間湯沸器)と同一事故 ・使用期間:不明(販売期間から7年半~11年と推定)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
48	A201001075 平成22年11月29日(大阪府) 平成23年3月11日	介護ベッド用すりすり	(重傷1名) ベッドの端に腰かけていた際、バランスを崩したため、当該製品に右手でもたれかかったところ、当該製品の本体フレームとスイングアームの接続部が外れ、体勢を崩し、負傷した。 (右手骨折)	○使用者が、自宅使用のベッドへ端座位した際に、マットレス端部が変形したため、身体が滑った弾みで足が滑り、当該製品を右手で掴んで支えようとしたところ、当該製品の本体フレームとスイングアームの接続部が外れて体勢を崩してしまい、転倒して右手を骨折した。なお、当該製品のスイングアームは、ロックされていない。 ○本体フレームとスイングアームの上側接続部のヒンジは、リベット先端をカシメて固定されていたヒンジ部品が外れていた。なお、リベットを支えるワッシャーが紛失していたが、リベットにワッシャーが取り付けられていた痕跡が認められた。 ○下側接続部のロック機構は、回転軸が傾いた変形が認められた。 ○通常使用では、アームに掴まってもロック機構の回転軸は変形しないだけの強度があり、ヒンジ部のリベット先端には荷重が加わらない構造であった。 ●当該製品は、確認できない部品もあり、詳細な使用状況などが不明のため、製品に起因するか否かも含め、事故原因の特定には至らなかった。 なお、本体表示、取扱説明書、HPでは「アームの固定を確認して使用する」旨、記載されている。	
49	A201100067 平成23年4月9日(岡山県) 平成23年4月25日	ライター(使い切り型)	(火災) 当該製品を使用後、車内のダッシュボードの上に当該製品を置いて、その場をはなれたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品の操作キャップや圧電メカ等の部品が焼失しており確認できなかった。 ○当該製品のタンクは焼損しており、ガスは残っていなかった。 ○X線観察の結果、当該製品のノズルは閉止位置であった。 ●当該製品の使用後に残火が発生して火災に至った可能性が考えられるが、操作部の焼損が著しく、焼失して確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	